野外でのゴミ焼却は法律で禁止されています

野外でのゴミ焼却等は、風俗習慣、宗教上必要な焼却、農林水産業を営むために必要な焼却など「法令で定められた焼却」以外の「野焼き」は禁止されています。

～法令で定められた例外～

・もみ殻、麦わら、あぜ道の草などの焼却。
・河川の草木、災害時の応急対策、火災訓練など。
・たき火、キャンプファイヤーなど。

注意

・例外的に焼却が認められているものについて、やむを得ず焼却する時は、今金消防署に届出をして天候や風向きに気を付け、少量ずつ焼却するなど、周囲にご配慮をお願いいたします。

禁止されている焼却をした場合は、「5年以下の懲役、若しくは1，000万円(法人は3億円)以下の罰金、又はその併科に処せられます。」

問合せ先
・役場まちづくり推進課
まちづくり推進グループ
☎82―0111（代）

安全に釣りを楽しむために

春となり、暖かくなってきたことから、釣りを楽しみにしている方も多いと思います。次の3ケ条を心がけて、より安全に釣りを楽しみましょう！

1　ライフジャケットの常時着用
2　連絡手段の確保
・家族などに行き先や帰宅等の予定を伝えてから釣りに出かけましょう。
3　気象情報の把握
・沿岸情報提供システムMICSなどを参考に、最新の気象情報を把握し天気が荒れることが予想される場合は、無理に岩場や防波堤に近づかないようにしましょう。

瀬棚海上保安署
☎87―2634海のもしもは「118番」

受講者を募集いたします

人材開発センターでは、講習会を開催いたします。会場は江差町の檜山地域人材開発センターです。

◎伐木等の業務に係る特別講習
日時　5月20日～21日
受講料　12，000円
申込締切　5月14日

◎刈払機取扱作業者安全衛生教育
日時　5月31日
受講料　6，000円
申込締切　5月28日

お申込み・問合せ先
・一般社団法人　檜山地域人材開発センター運営協会
☎0139―52―0160

守ろう！電波のルール！

不法無線局から出される電波(不法電波)は、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波のルールをしっかり確認しましょう。

1　**無線機の使用には技適マーク〒の確認を！**
2　**電波の利用には原則、免許が必要！**
3　**外国規格の無線機は国内では使用できません。**

電波に関する困りごとやご相談は　北海道総合通信局へお問い合わせください。

北海道総合通信局（札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎　TEL.011-737-0099）

vol.9 法テラス八雲通信

犯罪被害の弁償について

■犯罪被害に遭ってしまった場合，その被害はどのように弁償してもらえばよいのでしょうか。たとえば，他人を殴って怪我をさせた人は，「人を傷害した」として刑罰をうけることになります。具体的には，刑法204条が刑罰を定めており，裁判で有罪となれば，加害者は，15年以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑をうけることになります。

■では，仮にここで加害者が，「罰金」という刑を受けることになった場合，その「罰金」は誰に対して支払われるのでしょうか。ここで，よく罰金が被害者に支払われると勘違いしてしまうことがありますが，刑法は，あくまでも犯罪をした人に対して国が制裁を加える制度ですから，罰金は国に納めるのであって，被害者に支払われるのではありません。逆に言えば，加害者が「懲役」という刑を受けたとしても，それによって被害弁償をする義務がなくなるわけではないのです。

■このように犯罪をした人に国が刑罰を加える関係のことは刑事事件と言います。一方，個人が個人に対して被害の弁償等を求める関係のことを民事事件といいますが，民事事件について被害弁償をしてほしい場合，被害者は自分で加害者に対して裁判等の方法で請求をしていかなければならないのです。

■当事務所でも，犯罪被害に遭われた方の被害弁償について，ご相談を承っております。ご相談を希望される方は，「法テラス八雲法律事務所０５０―３３８３―８３６６」までお気軽に相談予約のお電話をお寄せ下さい。また，「法テラス江差法律事務所０５０―３３８３―５５６３」でも，ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。



【問合せ先】　法テラス八雲法律事務所
弁護士　森田　了導
TEL０５０―３３８３―８３６６

安心を提供する源です。地産地消にご協力を！！

目指せ車いす！

リングプル回収事業

○ 現在ストック量…60kg
車いす交換まであと630kg

今金町社会福祉協議会

納期のお知らせ

5月は
軽自動車税
固定資産税　第1期
の納期です。

税務住民課では納税相談に応じています。お気軽にご相談ください。

《役場税務住民課
課税収納グループ
☎　82－0111

自動車税の納期限納付を！

自動車税の納期限は
5月31日（金）です。

納めていただく方は4月1日現在の自動車の所有者です。（ローンで購入した場合などで所有権が売主にある場合は、買主である使用者が納税義務者となります）。

便利で確実な口座振替による納税に加え、コンビニエンスストアで納付することができます。

納税通知書は5月7日（火）に郵送されます。

― 問合せ先 ―
檜山振興局地域政策部税務課納税係
☎　0139-52-6473

俳句　利別俳句会

木の芽晴窓越し臨む遠き嶺	春帽子八十路華やぐ誕生日	とりどりの命美し木の芽立つ	濁流に負けじと踏ん張る柳の芽	曇天や鰊郡来とも思へぬに	原発の半島向かうに春の潮
佐藤朝子	佐藤朝子	阪井みえ	阪井みえ	辻知子	辻知子

ゆかりの方にＰＲください　～ふるさと納税～

“ふるさと納税”に乗せて、たくさんの期待や思いをお待ちしております。皆さんのお知り合いに、是非、ご紹介ください。

■平成24年度　41件　80万3,012円３月末日　　平成22年度実績　24件　62万8,888円

※詳しくは、役場総務財政課総務グループ又はホームページへ
（http://www.town.imakane.lg.jp/modules/furusato/index.php?content_id=1）

■狩場利別土地改良区・役場産業振興課からのお知らせ

〈農業用排水路への転落を未然に防ごう！〉



農作業も始まり、間もなくかんがい時期を迎え農業用水路への通水が５月初旬からはじまります。農業用水路には、かんがい用水や雨などの影響で大量に水が流れ込みます。水路への転落事故につながる恐れもあり大変危険です。事故を未然に防ぐためには、管理者が水路の管理を十分に行うことはもちろんですが、日頃から家庭、学校、季節保育所、認定こども園などでも頭首工、用排水路付近などの危険な場所に近づかないように注意を呼びかけることが大切です。子どもたちが、水路のそばで遊んでいるのを見かけたら、声を掛け注意を促しましょう。

〈農業用施設の水難事故に注意！〉



大雨等で、ダム・頭首工のゲート操作により、下流に放流する場合があります。当改良区の警報車で河川水位が上昇する旨を警告いたしますので、拡声器から『直ちに川から離れてください』という放送をお聞きになりましたら、すぐに河川区域内から離れましょう。

■山菜取りの遭難にご注意ください

～今金町遭難対策会議からのお知らせ～

５月に入り春の陽気に誘われて、山々の雪解けもすすみ、山菜取りシーズンが始まりました。手軽なレジャーとして誰もが楽しめる反面、毎年遭難事故が危ぶまれます。そのような事故を未然に防ぐためにも、家族や周囲の心配を考えて、無理をせず注意して出かけましょう。

★緊急時の連絡先
警　察　署・・☎「110番」
今金消防署・・☎「82－0519」

【山に入る時の心得】

一．行き先、帰宅予定時間などを必ず知人に知らせましょう。
二．単独での入山は避け、二人以上で声を掛けあい、互いの位置を確認しましょう。
三．服装は目立つ色にしましょう。
四．携帯電話や非常食、熊よけのためのラジオを携行しましょう。
五．迷ったときには無理をせず、落ち着いて行動しましょう。

●今金町遭難対策会議　事務局
役場まちづくり推進課　☎　82－0111

■今金町では遭難捜索費用を捜索依頼者に負担していただいております

日本一の「今金男爵」を守ろう !!

ジャガイモシストセンチュウの拡散防止には町民の皆様のご理解とご協力が必要です

・ジャガイモシストセンチュウは土に混じって侵入・拡散します。関係者以外は畑に入らないで下さい。入る場合は必ず靴を洗浄してください。
・中古の農機具を購入した場合、必ず洗浄して土砂の付着が無いことを確認し、使用して下さい。
・魚釣りや山菜取りに出かける場合も畑に入らないように注意してください。

問合せ先

役場産業振興課／農政畜産グループ
☎８２－０１１１
ＪＡ今金営農部農業経営課
☎８２－０２１２

地産地消は町民の皆様においしさと安全・